

ウイルス性肝炎患者等に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

我が国には、B型及びC型ウイルス性肝炎の患者・感染者が合わせて300万人以上存在すると推計され、その中には、集団予防接種の際の注射器の連続使用や治療時の輸血、血液製剤の投与等の医療行為による感染が原因とされる患者も多い。

これらを踏まえ、国は、感染被害の拡大を招いたことに対する国の責任と肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法を制定し、平成22年1月に施行した。

しかしながら、現在行われているB型及びC型ウイルス性肝炎の患者・感染者に対する医療費助成は、その対象とする治療法が限定されているため、助成の対象から外れている患者・感染者が相当数に上り、特にこれらの肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者については、一般の疾病と同様に高額療養費制度を利用する以外に助成がないなど、高額の医療費を負担せざるを得ない状況にある。

また、国は、B型及びC型ウイルス性肝炎の患者・感染者に対して、裁判を通じて給付金等を支給することにより補償し、救済する仕組みを創設したものの、カルテや明確な証明が必要なことなどから、救済される肝炎患者・感染者はごく一部に過ぎない状況にある。

よって、国におかれては、肝炎対策基本法及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法における附帯決議に基づき、B型及びC型ウイルス性肝炎の患者・感染者並びにこれらの肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者について、医療費の助成を拡充するとともに、迅速な救済が受けられるために特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣

都市再生機構賃貸住宅の家賃制度等に関する意見書

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、賃貸住宅の継続家賃について、平成 26 年 4 月に改定を行うとして現在検討を進めているが、機構が管理する賃貸住宅では、入居者の低所得化及び高齢化が進行している。

平成 15 年の独立行政法人都市再生機構法が成立した際の国会における附帯決議では、家賃の設定及び変更に当たっては居住者の居住の安定を図ることや居住者にとって家賃が過大な負担とならないよう、政府に十分な配慮が求められてきた。

また、平成 19 年 6 月に成立した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の附帯決議においても、機構の管理する賃貸住宅について、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る観点から入居者の負担や選考に係る適切な配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めるよう求められている。

しかしながら、機構が管理する賃貸住宅において、継続家賃の改定は 3 年ごとの実施がルール化されており、居住者の多くを占める低所得の高齢者を中心に、家賃改定に対する不安の声は高まっている。

よって、国及び機構におかれては、賃貸住宅居住者の居住の安定を図るため、低所得高齢者世帯及び子育て世帯に対する施策を含め、居住者の置かれている生活実態に十分配慮しながら、公共住宅としてふさわしい家賃制度の確立及び家賃改定ルールの抜本的見直しについて特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

国土交通大臣

独立行政法人都市再生機構理事長

外来生物に関する情報の周知等の強化を求める意見書

近年、国内外において、様々な経緯で他の地域から持ち込まれた生物が地域在来の生物の存続を脅かし、農林水産業に多大な被害を与えるなどの問題が顕在化して注目を集めている。

川崎市においても、国内に年間数 10 万匹から 100 万匹が輸入されているミシシippアカミミガメが多摩川で急激に繁殖している状況にあり、生態系に与える影響が懸念されているが、環境省は、今年の 9 月に、この種を特定外来生物に指定することを検討する方針を明らかにした。

しかしながら、特定外来生物に指定された場合には、飼育、運搬等が原則禁止となり、指定される前から飼育をしていた場合であっても許可が必要となることから、広く流通している種にあっては、大量に遺棄される事態が予想され、その結果として、日本固有の生態系を大きく乱し、農林水産物に係る被害を更に増大させることが懸念されている。

このように、広く流通している種が特定外来生物に指定されることによる影響や、国民の間で実態や危険性が認知されていない外来生物が存在することを考慮すると、国民に対して外来生物に関する情報の普及啓発を行うことは極めて重大である。

一方で、外来生物による被害は、全国的に発生しており、外来生物への対策に地方自治体が全て対応することは困難であることから、国による対策が一層重要となっている。

よって、国におかれては、外来生物に関し、国民に対する正確な情報の周知その他の対策を強化されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

環境大臣

意見書案第 19 号

介護予防給付の訪問介護等の地域支援事業への移行に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 25 年 12 月 13 日

川崎市議会議長 浅 野 文 直 様

提出者 川崎市議会議員 石 田 康 博

〃 後 藤 晶 一

〃 為 谷 義 隆

介護予防給付の訪問介護等の地域支援事業への移行に関する意見書

第6期介護保険事業計画を視野に、これまで要支援者に対し全国一律の制度で実施してきた介護予防給付を、市町村が地域の実情に応じて実施する地域支援事業へ移行させることについて社会保障審議会の部会で検討が行われ、現在、介護予防給付の中でも主要なサービスである訪問介護及び通所介護を移行させる方向で検討が進められている。

介護予防給付については、介護サービス受給者のうち要支援者が2割程度を占め、給付額も全国で年間4千億円を超えるなど、介護予防に大きな役割を果たすようになってきており、また、担い手となる事業所も地域の中で育ってきて、大きな力となっている。

よって、国におかれては、こうした状況を踏まえ、介護予防給付の訪問介護等が地域支援事業へ移行することによって現場の事業者や市町村に混乱を生じさせないようにするため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 介護予防給付から地域支援事業への移行に当たっては、市町村による介護予防事業の機能強化の観点から、市町村の現場で適切に事業を実施できるよう手引書の作成、先進的な事例の周知及び説明会や研修会を通じた丁寧な説明を行うこと。
- 2 特に要介護者に対する介護給付と併せて事業実施を行っている事業者などに対して、円滑な事業移行ができるよう適切な取組を行うこと。
- 3 地域支援事業については事業費の上限が設定されているが、介護予防給付の訪問介護等が地域支援事業へ移行することに伴い、上限設定について適切に見直し、また、事業の詳細については、市町村の裁量で自由に取り組めるよう配慮すること。
- 4 地域支援事業の実施に当たっては、住民主体の地域づくりなどの基盤整備が重要であることから、こうした市町村における環境整備に併せて適切な移行期間を設けるとともに、地域のマネジメント力の強化のため必要な人材の確保等について財源が確保されるよう必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 25 年 12 月 13 日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者 川崎市議会議員 石田康博

〃 橋本勝

〃 青木功雄

〃 後藤晶一

〃 花輪孝一

〃 山田晴彦

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

少子高齢化が進展する中で、社会保障の財源を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくため、いわゆる「社会保障と税の一体改革」関連 8 法案が昨年 8 月に成立した。

今年の 10 月に安倍首相は、来年の 4 月から消費税率を 5 % から 8 % へ引き上げる決断をし、法律では平成 27 年 10 月には 10 % へ更に引き上げられる予定となっているところであるが、政府は、低所得者層に与える負担の影響を考慮し、消費税率が 8 % である期間において簡素な給付措置を実施するとしている。

しかしながら、この措置は、あくまで一時的なものであることから、食料品などの生活必需品に対して軽減税率制度の導入を図るといった抜本的かつ恒久的な対応が求められている。

軽減税率制度の導入は、所得が低い人ほど所得に占める税負担が大きくなるといった逆進性の問題に対しても有効であるだけでなく、消費税に対する国民の理解を得るためにも必要なものであり、制度の導入に賛成する意見が約 7 割を占めるとする世論調査もある。

よって、国におかれては、軽減税率制度の導入へ向けて、軽減税率を適用する対象や中小企業等に対する事務負担の配慮、地方の社会保障財源に影響を与えることのないように地方財源を確保する方策などを含めた制度設計の基本方針について検討を進め、その実現へ向けての環境整備を行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣